

手続きチェックシート

離婚届

離婚届出には、「協議離婚」(当事者間に離婚する意思の合致がある)と「調停(裁判)離婚」(裁判所が関与して離婚が成立する)があります。

- 「協議離婚」の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(18歳以上、2人)の署名が必要です。
- 「調停(裁判)離婚」の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。

※手続きの際は、来庁される方の本人確認書類をお持ちください(マイナンバーカード、運転免許証等)。

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

美濃加茂市役所

[住所] 〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3 4 3 1 - 1

[電話] 0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 1 1 (代表)

離婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
--------------------	-----	-------	----	------

住所・戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	・身分証明書 （免許証、マイナンバーカード等） ※代理人が手続する場合は委任状が必要		市民課 （①番窓口）
	配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届			
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止となります	〈再登録する場合〉 ・登録する印鑑 ・顔写真付きの身分証明書 （免許証、マイナンバーカード等）		
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの氏名変更	マイナンバーカード		
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください		
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁縁届など	※受付窓口でご相談ください		

保険	国民健康保険に加入しており保険証等の姓の記載に変更がある方	保険証などの更新	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証） （持っていれば） 〔 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険特定疾病療養受療証 など 〕		国保年金課 （⑥番窓口）
	配偶者の勤務先の社会保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	後期高齢者医療保険に加入しており、保険証等の姓の記載に変更がある方	保険証などの更新 （変更後の保険証は後日郵送）	後期高齢者医療被保険者証 （持っていれば） 〔 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受領証 など 〕		国保年金課 （⑦番窓口）
年金	配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方	国民年金の加入	配偶者の勤務先の健康保険・厚生年金の資格喪失証明書		

↓裏面につづく↓

離婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
--------------------	-----	-------	----	------

こども	児童手当を受給している方 （０歳～１８歳年度末まで）	手続きが必要な場合があります	福祉課にお問い合わせください。	福祉課 （④番窓口）
	福祉医療費受給者証（乳幼児等、重度）をお持ちの方で、姓が変わる方、子が加入している健康保険が変わる方（０歳～中学生）	福祉医療費受給者証（乳幼児等、重度）の資格変更届出	・福祉医療費受給者証（乳幼児等、重度） ・健康保険証（子）	
	放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する方	放課後児童クラブ利用申請	・利用申請書 ・就労証明書など ※詳細はお問い合わせください	こども未来課 （みのかも健康プラザ）
	保育園、認定こども園に入園を希望する方	保育園の入園相談		
	保育園、認定こども園、幼稚園に入園しているお子さんがいる方 無償化の認定を受けている方	住所・氏名変更など	・印鑑	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※詳細はお問い合わせください	福祉課 （④番窓口）
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険証（親・子）	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	・申請書 ・申請に必要な添付書類（源泉徴収票など収入の分かるもの） ※詳細はお問い合わせください	教育総務課 （生涯学習センター１階）
	小学校又は中学校の児童・生徒のいる方 （次年度、小学校新１年生も含む）	学齢簿の保護者確認		学校教育課 （生涯学習センター１階）

介護	姓が変わる方で、介護保険対象の方 （６５歳以上の方または４０歳以上の方で要介護等認定を受けている方）	介護保険被保険証などの氏名変更 （変更後の保険証などは後日郵送）	介護保険被保険者証（水色） （持っていれば） 〔 介護保険負担割合証（桃色） 介護保険負担限度額認定証（黄緑色） 〕	高齢福祉課 （西館１階⑩番）
障がい	姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・マイナンバーカード	福祉課 （④番窓口）
	姓が変わる方で、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証をお持ちの方	受給者証の氏名変更	・自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証 ・印鑑 ・保険証	
	福祉医療費受給者証（重度）をお持ちの方で、姓が変わる方、加入している健康保険が変更になる方	福祉医療費受給者証（重度）の資格変更	・福祉医療費受給者証（重度） ・健康保険証	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の受給者変更等	・手当証書 ・印鑑	

税・料金	水道・下水道の使用者・所有者名義を変更する場合	所有者・使用者の変更手続き	※水道・下水道の使用契約の状況により手続きが異なりますので、お問い合わせください。	上下水道課 （分庁舎２階）
	水道・下水道の使用を休止する場合	使用を休止の届出		
	井戸水を下水道に流している世帯	人数の変更の届出	・印鑑	
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・印鑑	収税課 （西館２階⑳番）

その他	市営住宅を退去する方	退去手続き	・印鑑	都市計画課 （分庁舎３階）
	市営住宅に引き続き入居を希望する方	入居継承手続き	・印鑑等	
	市営住宅へ入居または同居を希望する方	市営住宅のへ入居または同居の相談		
	犬を飼っている方	登録事項の変更手続き		環境課 （生涯学習センター東）
	市営墓地の使用者又は承継者となっている方	使用者（承継者）の住所、氏名の変更手続き	・使用許可証 ・住民票の写し ・戸籍謄本等	